

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公開番号】特開2008-247031(P2008-247031A)

【公開日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2008-041

【出願番号】特願2008-75885(P2008-75885)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/045 (2006.01)

B 4 1 J 2/055 (2006.01)

B 8 1 B 3/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/16 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/04 103 A

B 8 1 B 3/00

B 4 1 J 3/04 103 H

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドライバコンポーネントと、

該ドライバコンポーネントとは別個に製造され、開口のない流体薄膜を含んだMEMSコンポーネントと、

該ドライバコンポーネントおよび該MEMSコンポーネントを作動的に接合する結合フィーチャと、

該MEMSコンポーネントに取り付けられたノズルプレートを備えることを特徴とするMEMS型インクジェットプリントヘッド。

【請求項2】

請求項1に記載のデバイスであって、前記MEMSコンポーネントが、犠牲層を除去する酸性エッチングを用いずに形成されることを特徴とするデバイス。

【請求項3】

請求項1に記載のデバイスであって、前記開口のない流体薄膜がシリコンを含むことを特徴とするデバイス。

【請求項4】

請求項1に記載のデバイスであって、前記結合フィーチャがガラスを含むことを特徴とするデバイス。